

【重要】新型コロナウイルス等感染予防及び拡散防止対策に伴う

立ち入り制限及び大学施設等の貸出中止延長について

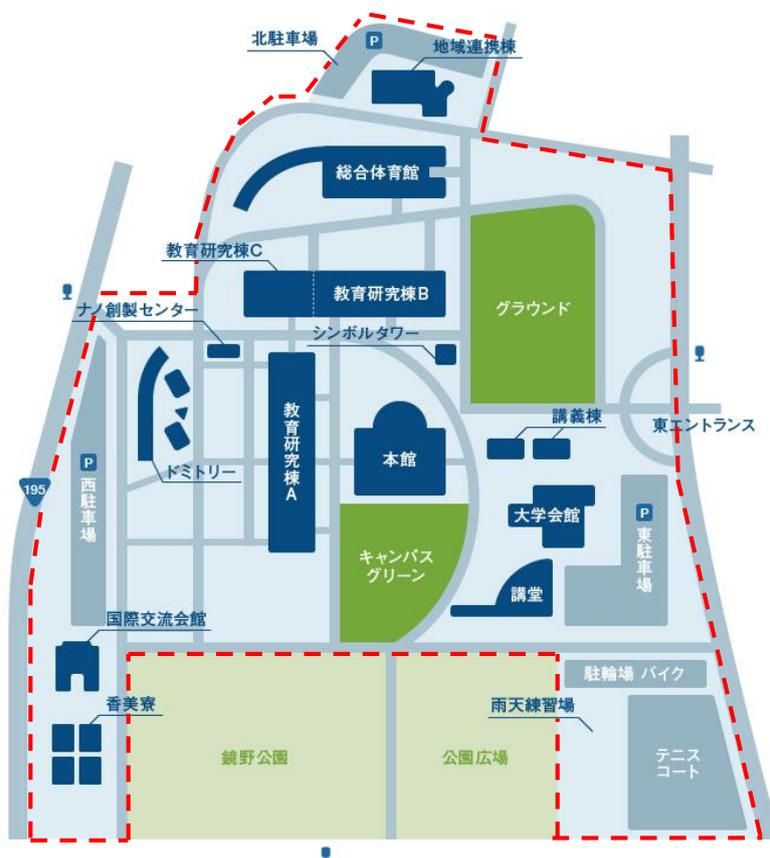
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、大学敷地内への立ち入り及び大学施設等の貸出に係る取り扱いを、以下のとおり延長いたします。

1 大学敷地内への立ち入りについて

令和2年4月2日以降、大学敷地内への立ち入りを制限してまいりましたが、現在の感染状況等を踏まえ、令和3年3月31日まで、立ち入り制限措置の期間を延長いたします。

引き続き、下記に示す敷地内（**赤点線内**）への立ち入りはご遠慮ください。

事業者の方で構内に立ち入る際には、必ず事前に教職員へのアポイントメントをお取りください。（立ち入る際には、事前の検温、マスクの着用、手洗い消毒等をお願いします）
お約束なく教員室等を訪問するなどの営業活動はご遠慮願います。



2 大学施設等の貸出について

教室、講堂、体育施設等の貸出は、令和3年3月31日まで中止とします。

施設利用をご計画中の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、感染予防のための措置を優先すべきと判断いたしました。

3 附属情報図書館の一般利用者利用停止について

一般利用者の附属情報図書館の利用は、令和3年3月31日まで停止とします。

なにとぞご理解とご協力をお願い申し上げます。